

とくしま地域産学官共同研究拠点設備利用注意書（学内者）

1. 設備は、機器毎に管理しています。機器の利用につきましては、研究支援・産官学連携センター長（以下「センター長」という。）へ利用申請書を提出し許可を受けてください。
利用許可後はセンター長の指示に従って利用してください。
申請書の内容に変更が生じた場合には速やかにお知らせください。
また、利用申請期間は年度毎とし、翌年度も継続して利用する場合は、あらためて利用申請書を提出する必要があります。
2. 機器操作中に故障または事故が生じた場合は、直ちに機器の運転操作を中止し、管理責任者もしくは維持管理担当職員の指示に従ってください。
3. 利用可能時間は基本的に拠点事務室スタッフが常駐している平日 9 時から 17 時です。
担当教員の下承があれば、時間外の利用も可とします。
4. 設備の予約はホームページから行って下さい。
予約のない利用を発見した場合、利用を禁止させていただきます。
5. 利用者は機器の利用料金として、各設備に応じて課金が生じます。これらの利用料金は予約表と使用簿の記載から学内は四半期ごとに、学外は一月ごとに清算し、徴収します。
6. 各機器に必要な消耗品は基本的には利用者が各自で購入し、その都度持ち込んで利用してください。
または、担当教官を通じて購入費用を按分負担する等での対応も可能です。
7. 初めて利用する機器は、管理責任者や維持管理担当職員、メーカーからの取扱説明を必ず受けてください。
利用方法を熟知せずに利用した際の破損・故障による有償修理は負担していただきます。
8. 機器が故障した場合は、故障の原因となった利用者が明らかな場合を除き、利用頻度に応じて修理費用を按分し、負担していただきます。また、メンテナンスを行う場合も同様に、利用頻度に応じてメンテナンス費用を按分し、負担していただきます。費用が集まらず、修理またはメンテナンスができない場合は、機器の利用を中止する可能性がございます。
9. 修理及びメンテナンス費用の按分負担は、過去の利用者にも依頼することがございます。
10. 機器利用後は次の利用者のために、機器を元の状態に戻しておいてください。
11. 最終退出者は機器の電源、部屋の電灯を消し、ドアの施錠が出来たことを確認してください。
12. 機器利用中に生じたゴミ等は必ず持ち帰ってください。
13. 利用者は、とくしま地域産学官共同研究拠点設備管理規則及び本注意書に定められた事項を遵守してください。